

平成 27 年 3 月

お客様各位

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

投資信託「トータルリターン」のお客様への定期的な通知開始について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 12 月 1 日から投資信託の「トータルリターン通知制度」が開始されました。これまで当社は、お客様から窓口やお電話にてご照会いただいた場合に口頭にてトータルリターンをご回答しておりましたが、この度、書面によるお客様への定期的なご案内を開始致します^(※1)。具体的には、平成 27 年 3 月末基準以降、投資信託の取引残高報告書に「運用損益(トータルリターン)の状況」のページを追加し、原則として 3 ヶ月毎にお客様へ郵送致します^(※2、※3)。

また、平成 27 年 3 月 23 日からインターネットバンキングの画面に、日次でトータルリターンを表示致しますので、ご利用ください^(※4)。

なお、トータルリターンの通知の対象となる投資信託の範囲及び計算式の各計算要素の基準につきましては、次頁に記載しております。

○本件に関するお問い合わせ先

・本件全般に関するお問い合わせ

[お取引店へ](#)(受付時間 平日 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く))

・インターネットバンキングに関するお問い合わせ

0120-349-833(フリーダイヤルをご利用いただけない場合 044-542-7753(有料))

平日 9:00～21:00 土・日 9:00～17:00(祝日等を除く)

敬 具

※1 対象は、個人のお客様に限らせていただきます。

※2 お取引の状況によっては、初回のご案内が平成 27 年 4 月以降の基準日となる場合があります。

※3 当該書面は、電子交付サービスによる交付も可能です。電子交付サービスのご利用にあたってはインターネットバンキングのお申し込みが必要となります。

※4 ご利用にあたってはインターネットバンキングのお申し込みが必要となります。

本書面は、平成 27 年 3 月現在の制度内容に基づき作成しております。

トータルリターンの範囲等

1. トータルリターンの通知の対象となる投資信託の範囲

- (1) 個人のお客様が計算基準日時点で保有するファンドを通知対象としております。よって、お客様が既に解約されたファンドは、通知の対象外としております。
- (2) また、過去に入出庫(相続、店舗変更、他の販売会社からの移管等)があったファンドは、トータルリターンが実際の金額と異なる場合があるため、通知の対象外としております。

2. トータルリターンの計算式および各計算要素の基準

- (1) トータルリターンの計算式は、以下の通りです。なお、「運用損益(トータルリターン)の状況」上では「運用損益(トータルリターン)」という名称にて表示しております。

$$\text{運用損益 (トータルリターン)} = \text{時価評価額} - \text{投資金額} + \text{受取金額}$$

- (2) トータルリターンの計算式の各計算要素の基準は、下表の通りです。

計算要素	基準等
時価評価額	・ 計算基準日における基準価額により算出しております。
投資金額	・ 当該ファンドの買付金額の累計です。ただし、累積投資口の再投資分は含めておりません。 ・ 購入手数料及び購入手数料に係る消費税額を含めております。
受取金額	・ 当該ファンドの保有期間中にお客様が一部換金した場合の売却金額及びお客様が受け取った分配金受渡金額(税引後)の累計です。 ・ 信託財産留保額を差し引いております。 ・ 累積投資口の再投資分は累計受取分配金額に含めておりません。

以上